

上水道告示第4号

長浜水道企業団事務局規程等の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

長浜水道企業団

企業長 溝川 潔

(長浜水道企業団事務局規程の一部改正)

第1条 長浜水道企業団事務局規程(昭和42年上水道告示第10号)の一部を次のように改正する。

第2条表を次のように改める。

課	グループ
総務課	総務グループ
営業課	営業グループ
工務課	配水グループ、維持管理グループ
浄水課	浄水グループ
財産契約課	財産契約グループ

第2条第2項を次のように改める。

2 前項のグループおよび長浜水道企業団営業所設置条例(平成26年上水道条例第1号)第2条に定める長浜水道企業団北部営業所に、リーダーおよびサブリーダーを置き、リーダーは課長、担当課長所長、参事または副参事の中から、サブリーダーは参事、副参事または主幹の中から企業長が任命する。

第5条第1項中「局長、課長および担当課長」を「局長、理事、課長、担当課長および所長」に改める。

第6条第1項第2号中「担当課長」の右に「、所長」を加える。

第7条第1項中「課長および担当課長」を「理事」に改める。

第7条の2を次のように改める。

(理事の基本的職務)

第7条の2 理事は、局長のもとで次に定める分掌事務の範囲においてマネジメントを補助するとともに課長を指揮し、局長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

職名	分掌事務の規則条項等
理事(事務担当)	総務課、営業課および財産契約課の分掌事務

理事(技術担当)	工務課および浄水課の分掌事務
----------	----------------

第8条第1項中「局長」を「理事の指示のもと局長」に改め、「、上司の承認を得て」を削る。

第9条見出しおよび本文中「担当課長」の右に「および所長」を加え、同条中「局長」を「理事」に改め、同条表を次のように改める。

課	職名	分掌事務の規則条項等
工務課	担当課長 (管路計画担当)	工務課配水グループの分掌事務のうち第1号および第8号の事務
	所長	長浜水道企業団営業所設置条例第2条に定める範囲において営業課営業グループおよび工務課維持管理グループの分掌事務

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

課名	係名	事務分掌
総務課	総務グループ	<ul style="list-style-type: none"> (1) 議会提出議案等の調整に関すること。 (2) 儀式および報償に関すること。 (3) 職員の採用、人事管理、給与および能力開発に関すること。 (4) 職員の執務環境、健康管理および福利厚生に関すること。 (5) 公務災害補償に関すること。 (6) 職員共済および社会保険に関すること。 (7) 条例、規則その他規程の原案の作成または審査および公布に関すること。 (8) 文書作成の指導および助言に関すること。 (9) 文書の收受および発送ならびに完結文書の保存に関すること。 (10) 公印の管守に関すること。 (11) 情報公開および個人情報の保護に関すること。 (12) 広報に関すること。 (13) 災害対策および災害時の連絡調整に関すること。 (14) 水道事業広域化および事業内容の総括に関すること (15) 地域水道ビジョンその他水道事業に関する総合的な計画の策

		<p>定および進行監理に関すること。</p> <p>(16) 企業長が指示する重要な政策の企画調整に関すること。</p> <p>(17) 所属を超えた事案の総合調整に関すること。</p> <p>(18) デジタル化の推進および情報通信機器の管理に関すること。</p> <p>(19) 財政計画の策定および進行監理に関すること。</p> <p>(20) 予算の編成および執行管理に関すること。</p> <p>(21) 資金の調達および管理ならびに運用に関すること。</p> <p>(22) 業務状況の公表および決算書の作成に関すること。</p> <p>(23) 現金（現金に換えて納付される証券を含む。）の出納および保管ならびに記録管理に関すること。</p> <p>(24) 小切手の振出しに関すること。</p> <p>(25) 有価証券の出納および保管に関すること。</p> <p>(26) 支出負担行為の確認および支出命令の審査に関すること。</p> <p>(27) 出納取扱金融機関および収納取扱金融機関に関すること。</p> <p>(28) 他課、グループに属しない事務に関すること。</p>
営業課	営業グループ	<p>(1) 給水台帳の保管整備に関すること。</p> <p>(2) 給水契約および給水契約に関連する届け出等に関すること。</p> <p>(3) メーターの計量計画および計量に関すること。</p> <p>(4) 使用水量の認定および使用証明に関すること。</p> <p>(5) 水道料金、メーター料および手数料等の調定ならびに収納に関すること。</p> <p>(6) メーターの取付および交換に関すること。</p> <p>(7) 滞納未収金の督促および処分に関すること。</p> <p>(8) 上下水道料金システムの管理および運用に関すること。</p> <p>(9) 下水道使用料の徴収に関すること。</p> <p>(10) 給水装置の新設等の申込みに関すること。</p> <p>(11) 給水装置工事の設計審査および検査に関すること。</p> <p>(12) 給水装置工事の施行および給水装置工事に伴う断通水に関すること。</p> <p>(13) 指定給水装置工事事業者の指定および技術的監督に関すること。</p> <p>(14) 違反工事の防止および取締りに関すること。</p> <p>(15) 貯水槽水道の管理の推進および貯水槽水道関係機関との連携に関すること。</p>

		(16) 所属車両の保守管理に関すること。
工務課	配水グループ	<p>(1) 水道管路整備に関する計画の立案に関すること。</p> <p>(2) 送配水管および付属設備工事の企画、設計、監督および精算に関すること。</p> <p>(3) 送配水管および付属設備工事の検査に関すること。</p> <p>(4) 受託工事（給水装置工事を除く。）の設計、監督および精算ならびに調定に関すること。</p> <p>(5) 受託工事（給水装置工事を除く。）の検査に関すること。</p> <p>(6) 消火栓の設置および撤去に関する設計、監督および精算ならびに調定に関すること。</p> <p>(7) 設計監理に関すること。</p> <p>(8) 地図情報システムの管理および運用に関すること。</p> <p>(9) 課の所管に属する収納金の調定および収納に関すること。</p>
	維持管理グループ	<p>(1) 送配水管および付属設備の維持管理に関すること。</p> <p>(2) 消火栓の維持管理に関すること。</p> <p>(3) 送配水管のおよび付属設備ならびに消火栓に関する直営工事に関すること。</p> <p>(4) 企業団が管理する施設等の軽易な修繕に関すること。</p> <p>(5) 工事用機械器具の整備保管に関すること。</p> <p>(6) 各種工事の立会いに関すること。</p> <p>(7) 所属車両の保守管理に関すること。</p>
浄水課	浄水グループ	<p>(1) 上水道事業経営認可申請および上水道台帳の整備保管に関すること。</p> <p>(2) 浄水施設整備の計画の立案に関すること。</p> <p>(3) 浄水施設の企画、設計および施工に関すること。</p> <p>(4) 取水権に関すること。</p> <p>(5) 取水施設、浄水施設、加圧所、配水池および圧力発信所の運転操作、維持管理ならびに営繕に関すること。</p> <p>(6) 浄水設備の研究開発に関すること。</p> <p>(7) 水源、浄水および配給水の水質監視および水質検査に関すること。</p> <p>(8) 水質検査用薬品および機器類の整備保管に関すること。</p> <p>(9) 所属車両の保守管理に関すること。</p>
財産契	財産契	(1) 材料の出納保管および材料倉庫の管理に関すること。

約課	約グループ	<ul style="list-style-type: none"> (2) 固定資産の取得、管理、賃借契約および処分に関する事。 (3) 固定資産台帳の管理および減価償却に関する事。 (4) 庁舎および付属設備、資機材ならびに備品の管理に関する事。 (5) 車両の総括管理および安全運転の推進に関する事。 (6) 損害保険に関する事。 (7) 建設工事等の検査に関する事。 (8) 建設工事等入札参加申請の受付ならびに有資格業者の格付けに関する事。 (9) 契約審査委員会に関する事。 (10) 工事請負、委託および各種物品購入の入札および契約ならびに不用品の売却廃棄に関する事。
----	-------	--

(長浜水道企業団職名規程の一部改正)

第2条 長浜水道企業団職名規程(昭和54年上水道告示第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「担当課長」の右に「、所長」を加える。

(長浜水道企業団職員の採用試験に関する規程の一部改正)

第3条 長浜水道企業団職員の採用試験に関する規程(平成26年上水道告示第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号および第2号中「局長および課長」を「局長、理事および課長」に改める。

(長浜水道企業団会計規程の一部改正)

第4条 長浜水道企業団会計規程(平成16年告示第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「総務課長」を「理事(事務担当)」に改める。

付 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。